

令和5年第2回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和5年2月17日（金） 開 会：14時00分 閉 会：15時16分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 5階 委員会室3

3 出席者の氏名

教 育 長 厚 東 和 彦
 委 員 松 田 福 美
 委 員 吉 本 妙 子
 委 員 片 山 研 治
 委 員 岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長 山 本 次 雄
 教 育 部 次 長 十 楽 さゆり
 教 育 政 策 課 長 //
 生 涯 学 習 課 長 川 上 浩 史
 人 権 教 育 課 長 坪 金 裕 子
 学 校 教 育 課 長 原 田 剛
 学 校 給 食 課 長 河 村 武 志
 中 央 図 書 館 長 石 村 和 広
 新南陽総合出張所次長 玉 野 良 亮
 熊毛総合出張所次長 家 永 敦 夫
 鹿野総合出張所次長 中 村 光 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐 三 浦 勢 司
 教育政策課主査 松 村 美由紀

6 議事日程等

日程順位	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	議案第2号	周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第3号	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
4	議案第4号	令和5年度周南市一般会計予算要求について
5	議案第5号	指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・（該当課）

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただ今から「令和5年第2回教育委員会定例会」を開催いたします。議事日程に従いまして進めてまいります。

まず、日程第1「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は「岡寺委員さんと吉本委員さん」をお願いいたします。

2	周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
---	---

教育長

続きまして、日程第2、議案第2号「周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第2号「周南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。

議案書1ページをご覧ください。提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

3ページ、4ページをご覧ください。このたびの条例改正は、児童福祉法に定める放課後児童健全育成事業、つまり児童クラブ事業のことですが、監督者の立場において、事業所に求める設備と運営に関する基準を定めている条例について、昨今の、感染症まん延時の業務継続、それから、子どもが巻き込まれる事故の発生等を受けて、令和4年11月30日及び12月28日に、厚生労働省令が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案書5ページ、6ページに、新旧対照表をお示ししておりますので、併せてご覧ください。

改正点は、4点ございます。1点目は、第6条の2として、児童の安全確保に関する計画策定等に係る規定を新設すること、2点目は、第6条の3として、利用者の移動のために自動車を運行する場合、バスの取残し等のイメージですけれども、所在確認に係る規定を新設すること、3点目は、第12条の2として、感染症等の発生時における業務継続・再開を図るための計画策定等に係る規定を新設すること、4点目は、第13条第2項における、感染症等の予防及びまん延防止のための対応についての改正をすること、でございます。

なお、附則において、施行日を令和5年4月1日としておりますが、6条の2に該当します児童の安全確保に関する計画策定等については、1年間の経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。

それではこの件につきまして、何かご質問ありましたらお願いいたします。

片山委員

はい。先ほどの説明の中で、子どもが巻き込まれる事故という説明があったと思います。これはさっき説明のあった園児等の取残し等だと思うのですが、他に想定される、考えられる事故等

ありますか。

生涯学習課長

はい。この法改正は児童クラブに限定したものではなくて、保育所でありますとか、そうしたのも広く対象とする中で、この件については児童クラブの放課後児童健全育成事業に関するものでできています。ですので、例えば保育所における散歩中の交通事故でありますとか、そういったものが該当しております。

片山委員

ありがとうございます。

教育長

はい。そのほかございますでしょうか。

岡寺委員

よろしいでしょうか。

教育長

はい、お願いします。

岡寺委員

改正案の方にある2番目の、「職員に対し、安全計画について周知するとともに」と書かれていたので、この安全計画の書式みたいなものが何かあるのでしょうか。

生涯学習課長

はい。今現在、明確にひな形が示されているわけではないのですが、厚生労働省の示すクラブの運営指針等によりますと、安全管理対策としては、衛生管理、それから事故や怪我の防止と対応、防災および防犯対策、それと来所および帰宅時の安全確保、この4点が示されております。

岡寺委員

具体的にそれを記述していくという感じでしょうか。

生涯学習課長

マニュアルですか。

岡寺委員

はい。

生涯学習課長

対応マニュアルとして、事故の際にはどういう対応をするということを整えていくということでございます。

岡寺委員

はい、ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

はい。

教育長

そのほかございますか。はい。

松田委員

いいですか。ちょっと基本的なことですが、放課後児童健全育成事業者というのは、周南市教

育委員会ですか。

生涯学習課長

本市の場合においては、児童クラブを^{すべて}全て直営で行っておりますので、周南市のみとなります。他市においては、民間における児童クラブの事業者等が該当しております。

松田委員

実際にこの安全計画等作成していくのは、周南市教育委員会、周南市で言えば市が対応をしていく。

生涯学習課長

事業者としての市になります。

松田委員

事業者ごとに作成するというふう書いてありますよね。ということは、児童クラブごとに実施する、作成して実施していくっていうのはどういう関係になりますか。

なぜ、それをお伺いするかというと、この計画等を作って、その後にいわれる周知したり対応を見直していったりすると思います。だからその主体がどこになるのかと思いました。

生涯学習課長

はい。6条の2にあります事業者は、事業所ごとになりますので、それぞれのクラブについて個別に計画を策定するということになろうかと思います。

それについては、周南市の児童クラブの場合は、生涯学習課の児童クラブ担当が統括をしておりますが、そちらの方が事業者という立場で、確認しながら監督者としての周南市の立場もあわせて出てこようかと思います。

松田委員

はい。学校教育でのこの安全計画、同じ内容になるかどうか分からないのですが、ほぼ似た内容ではないかと思います。それで、安全計画はそれぞれ学校ごとに作成されていて、それに沿っていろいろな点検とか、それから確認等をされ、研修ももちろんされていますので、その辺りで、どこが進めていくのか具体的にしておいた方がいいかなと思いましたので伺いました。

今のお話だと、一応市がひな形っていうか、中心になるものを作って、それぞれの事業所ごと、いわゆる児童クラブで活用していくというイメージでよろしいですか。

生涯学習課長

はい。今考えておりますのは、統一的なものについては骨組みをきっちり作って、その中で各児童クラブの現場において、カスタマイズが必要な部分についてはそれをアレンジしていくっていうものを作っていくように考えております。

松田委員

はい。それとあわせて今の安全計画でいけば内容が多岐にわたりますね、設備の安全点検とか、それから活動、取組を含めた事業所での日常生活等の指導。内容が多岐にわたるので、作成されるのも大変かなと思いつつながら、こういう機会にわかりやすく使いやすいものができるといいかなというふうに思いました。

すいません。それから次に、先ほども質問が出たのですが、6条の3で、いわゆる児童クラブ以外の事業所も該当するのでこういう書き方になっていると言われたのですが、いわゆる児童クラブにおいて事業所外での活動とか取組のための移動っていうのはありますか。

生涯学習課長

周南市の現状においては、ありません。児童クラブの敷地外において何かしらの活動を行って

いるというのではありません。

松田委員

はい。分かりました。それで、この内容と関連するのかわかりませんが、これが第6条の2、第6条の3で設定されていますね。そしてこれの6条を見ると、ここで非常災害に対する具体的な計画を立てるとなっていますが、この非常災害の方はその条文の書き方として、事業所が策定したっていくというような意味合いにしか取れないので、第6条だと6条の1項それから6条の2、6条の3の表現の仕方が若干違うので、その辺りは、整合性というか揃えるっていうのは必要ないのでしょうか。

生涯学習課長

実のところ、周南市で、この放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めるに当たり、厚生労働省令を参酌するようにしております。今、周南市の条例というのは厚生労働省令とイコールの文章にしております。そのため、参酌しております厚生労働省令も同じ文言としているところでございます。

松田委員

はい、分かりました。先ほど主体がどこであって、どこで実際作成していくのかというふうにお伺いしたのは、この条例全体を見たときに、ある項では事業者がするとなっていて、ある項では事業所毎となっているので、その辺りを読んでいくと辛いかなと思いましたが、その気づきです。

それと同じ内容になるかもしれませんが、運営規程の作成が周南市の条例第14条で書かれています。これは、いわゆる先ほどのような内容について規程を定めておかなければならないということで、先ほど申し上げた緊急時における対応方法とか、非常災害対策っていう項目が挙げられています。それに対して、今回の6条の2と3は記載する必要はないのかどうか、ちょっとその辺は分からなかったのです。規程まで必要なのか、いわゆる規程に定めておかなければならないという項目の中に、必要ではないかなと思いました。

教育長

いかがでしょうか。

松田委員

また検討をお願いします。すいません。細かいことですが、なかなか条例は読む機会がないので、読んだときに気づきを申し上げておいた方がいいかなということですので、ご検討願えればと思います。

教育長

執行部の方で何かコメントありますか。

生涯学習課長

整理します。

松田委員

はい、お願いいたします。

教育長

今のご意見の方は、ちょっと整理をさせていただくということでお願いします。

そのほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

教育長

はい。条例を定めるだけではなくて、ちゃんと子ども達の安心安全につながるように、取組の方も進めていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

それでは議案第2号を決定いたします。

3	令和4年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして、日程第3、議案第3号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題といたします。

この件につきましては、各課から説明をお願いいたします。

はじめに、教育政策課をお願いいたします。

教育政策課長

教育政策課です。議案第3号「令和4年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

議案書7ページをお願いします。提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管いたします予算のうち、歳入予算で708万9千円を、歳出予算で5千160万9千円を、それぞれ減額する補正について、法の規定に基づき、市長に意見を申し出るものです。

9ページから11ページの表の右端の欄に、それぞれ所属を記載しております。各事業費に係る補正予算の詳細につきましては、各課から説明いたします。

まず、教育政策課の所管事務に係る予算の補正です。10ページをお願いします。

「教育費」「教育総務費」「事務局費」の「退職手当」4千83万円の増額は、令和4年度末の退職者見込みによるものです。

次に、「教育費」「教育総務費」「事務局費」「奨学金貸付等基金事業費」の扶助費96万円の減額は、給付型である修学支援奨学金の給付対象者の決定によるものです。

同じく「奨学金貸付等基金事業費」の繰出金118万3千円の増額は、ふるさと周南応援寄付金の歳入実績により、奨学金貸付等基金への充当額が確定したことによるものです。

次に、「教育費」「小学校費」「小学校建設費」「小学校改修事業費」5千700万円の減額補正です。これは、今年度防火設備の修繕工事を予定しておりましたものの内、内容を精査したところ、4校については、修繕ではなく、改修工事での対応が適切との判断に至りましたことから、令和5年度予算に改めて施設改修工事費として計上することとしたことによるものです。

なお、9ページの歳入予算につきましては、歳出予算の計上に伴い所要の財源補正を行ったものでございます。

以上で、教育政策課所管事務に係る補正予算の説明を終わります。

教育長

ありがとうございます。では続けて生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課の所管事務に係る補正予算について、ご説明いたします。

議案書11ページをご覧ください。

「教育費」「社会教育費」「青少年教育推進費」の報償費「学校・家庭・地域の連携協力推進事業費」の報償金2百96万2千円の減額でございます。

これは、学校・家庭・地域の連携協力推進事業費の報償金を減額するもので、新型コロナウイルス感染症の影響が続いたことから、主に、放課後子供教室の活動件数が当初計画と比較して減少したことに伴い、有償ボランティアである協働活動サポーターへの報償費支出が減少したことによるものです。

なお、対応する歳入につきましては、事業費の減額に伴い、県からの補助金の所要の減額をしております。

続きまして、同じく「青少年教育推進費」の負担金補助及び交付金「青少年団体等活動助成事業費」のわんぱく船開催費補助金67万円の減額でございます。

これは、周南市子ども会育成連絡協議会が7月に開催を計画していた「わんぱく船事業」が、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽開催を中止されたことから、不要となった補助金の返還を受けたことによるものです。

次に、議案書12ページ及び14ページをご覧ください。「大田原自然の家指定管理料」に係る債務負担行為の追加でございます。大田原自然の家は、青少年の健全育成を目的とした事業を行う施設であり、この施設の指定管理者を令和5年4月1日から指定するため、令和4年度内に協定が締結できるよう、債務負担行為の補正を行うものであり、令和4年度から令和5年度までの期間について、3千705万5千円を限度額として設定するものです。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

次に、学校教育課をお願いします。

学校教育課長

学校教育課に係る補正予算について、説明いたします。

戻りまして、議案書の10ページをご覧ください。表の中段にあります「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の「教育指導一般事務費」を120万円減額しております。

これは、令和4年度から、教職を志す周南公立大学生の希望者と小・中学校を繋ぎ、学校支援ボランティアとして活動していく公立大学との連携事業に取り組んでおり、大学生の旅費相当額について不用額が確定したことから、報償金を減額するものです。

続いて「教育費」「教育総務費」「教育指導費」の「学校ICT環境推進事業費」の事務機器借上料についてですが、校務用パソコン等賃貸借の入札減等により、不用額1千500万円を減額するものでございます。

次に「教育費」「小学校費」「小学校教育振興費」「小学校就学援助費」につきましては、本年12月までの就学援助費支給状況を基に、今後の支給見込みを積算し、修学旅行費、新入学児童生徒学用品費等、オンライン学習通信費において不用額が生じる見込みとなりましたので、その不用額500万円を減額するものでございます。

続いて「教育費」「中学校費」「中学校教育振興費」の「中学校就学援助費」ですが、小学校就学援助費と同様に、不用額が生じる見込みとなりましたことから550万円を減額するものでございます。

11ページをお願いいたします。次に、「教育費」「保健体育費」「学校保健衛生費」の「児童・生徒・教職員健康管理費」172万2千円の減額は、今年度に行った児童生徒等の健康診断や就学時健康診断など、終了したものについて不用額が確定したことに伴い、学校医・学校歯科医・学校薬剤師の報酬を減額するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。最後に、中央図書館からお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管の補正予算についてご説明いたします。

歳出予算をご説明いたします。議案書の11ページをご覧ください。中ほど、「教育費」「社会教育費」「図書館費」「中央図書館整備事業費」の360万8千円の減額につきましては、中央図書館空調設備改修設計業務委託の事業費の確定に伴い、減額補正をするものでございます。

次に、歳入予算に係る補正についてご説明いたします。9ページをご覧ください。

一番下の段にございます「市債」「市債」「教育債」「社会教育債」の420万円の減額につきましては、先ほどご説明いたしました業務の確定に伴い、その財源となる起債を減額するものでございます。

なお、この「市債」の補正に伴いまして、議案書13ページの「地方債補正」においても、「図書館整備事業」の借入の限度額を減額いたしております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。それでは、今ご説明がありますけれども、この件につきまして何かご質問がありますか。

片山委員

はい。まず、最初の教育政策課の退職手当のところですが、大幅に減額になっているというのは、これは最初の見通しの退職者数より変更になったということが主ですか。

教育政策課長

増額ですか。

片山委員

増額です。増えたということは。

教育政策課長

このたびの退職は、教育委員会の職員に係るものですが、定年退職2名と、そのほかで3名を見込んでの増額補正となっております。

片山委員

分かりました。次に学校教育課のICT環境推進事業について、1千500万円の減額になっていますが、主なる原因は何でしょうか。

学校教育課長

はい、大きく2つ理由がございます。入札額が想定より下がったこと、それが1点です。2点目は、契約期間、契約のタイミングが遅れました関係で、契約期間が短縮されたということでの減額でございます。

教育長

続けてありますか。

片山委員

もう一つ。オンラインの学習通信費の援助ですけれども、小学校と中学校のオンラインの援助費を比べると減額になっている部分が大きく違っているのはどうしてなのでしょう。

教育長

いかがでしょうか。

片山委員

補正後の額については同じくらいなのですが、減額になっている額が大きく違うのはどうしてかと思ったのですが。

教育長

元々の補正前の額が小、中でかなり違いますね。

片山委員

小学校の方がかなり大きいですね。

松田委員

認定数ではないですか。

教育長

就学援助の認定数が違うということなのでしょう。

片山委員

そういうことですね。

教育長

そんな感じですか。

片山委員

だから小学校の方は援助費が予定より少なかったということですね。

学校教育課長

そうですね。オンライン学習費については、小学校中学校共に同額、1人あたりの援助費が同額です。ですから必要とされる方が中学校の方がオンラインの方が多かったということになります。小学生の方がオンライン学習通信費の援助を必要としている人が少なかったということではないかと思えます。

片山委員

はい。分かりました。

教育長

はい。ありがとうございます。そのほかございますでしょうか。

よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第3号を決定いたします。

4	令和5年度周南市一般会計予算要求について
---	----------------------

教育長

続きまして、日程第4、議案第4号「令和5年度周南市一般会計予算要求について」を議題と

いたします。

この件につきましても、各課から説明をお願いいたします。

最初に、教育政策課をお願いいたします。

教育政策課長

説明に入る前に、議案書の訂正がございます。既に正誤表の配付をさせていただいておりますが、議案第4号参考資料1ページ「会計別予算規模、会計別予算規模比較表、令和4年度の構成比」の欄と及び12ページ、「一般会計の状況、性質別」グラフ中に誤りがございました。申し訳ございません。正誤表をご確認いただきたいと思います。

それでは議案第4号「令和5年度周南市一般会計予算要求について」ご説明いたします。

議案書は15ページをお願いします。提案理由は、議案第3号と同様です。

初めに、周南市予算全体の概要について、議案第4号参考資料「令和5年度周南市予算説明参考資料」により説明させていただきます。

この資料になります。1ページをお願いいたします。一般会計の外に、6つの特別会計と5つの企業会計の予算編成の状況をまとめておりますが、全体の予算総額といたしましては、2千46億8千696万9千円となっており、前年度比で、173億5千511万8千円、率にして9.3パーセントの増額予算となっております。

資料の3ページから7ページでは、当初予算のポイントをまとめております。人口減少対策、子ども子育て環境の充実、安心安全対策など、優先課題に躊躇なく取組むとともに、未来を見据えた新たな政策課題であるGX（グリーントランスインフォメーション）やDX（デジタルトランスフォーメーション）に加え、物価高騰対策などにも万全を期すための予算編成となっております。

4ページからの当初予算の特徴では、教育委員会所管の関係では、4ページ右下に、学校・家庭支援専門家による支援体制の強化、学校・家庭支援専門家配置事業が示されております。

資料の8ページをお願いいたします。一般会計歳入の状況ですが、市民税や固定資産税等の「市税」が38.2パーセント、特定の事務事業について一定の基準に基づき国からの補助が受けられる「国庫支出金」が13.1パーセント、受益を受ける将来の世代の住民にも平準化した負担をお願いするための借入金である「市債」が7.4パーセント、団体間の財源の不均衡を調整するために税の再配分として交付される「地方交付税」が10.1パーセント、などとなっております。

これらを前年度比で表したのが9ページの表になりますが、法人市民税の増額等により、「市税」が前年度比で12億1千260万7千円の増となっている一方、「国庫支出金」は5億3千1万1千円、「地方交付税」は3億5千万円の減額となっております。

なお、「繰入金」も大きく増額となっておりますが、詳細につきましては同ページ右側の表にお示ししているとおりです。

次に、10、11ページをお願いします。一般会計の歳出予算について、予算の支出目的ごとに分類したのですが、構成比で見ますと、生活保護や各種福祉事業等の「民生費」が31.6パーセント、続いて、「教育費」の14.7パーセントとなっております。

次に、12、13ページをお願いします。歳出経費を性質別に分類しております。

令和5年度におきましては、生活保護等の福祉事業など、市民の生活支援に要する経費の「扶助費」が17.8パーセント、つづいて、「建設事業費」が16.4パーセント、「人件費」が16.1パーセントとなっております。以上で参考資料の説明を終わります。

それでは、議案書に戻っていただきまして、教育委員会予算に係る総括的な事項について、ご説明いたします。

17ページをお願いいたします。まず、一番下の表なのですが「一般会計における前年度との比較（款別）」をご覧ください。この表は、一般会計予算を目的別に分類し、参考資料として前年度当初予算と対比したものです。

「歳出合計」の欄になりますが、市の令和5年度一般会計予算総額は、710億8千120万円で、前年度に比べて48億8千420万円、率にして7.4パーセントの増額予算となっております。

このうち、教育費の令和5年度予算額は、104億4千51万4千円、前年度比で41億5千250万7千円、率にして66.0パーセントの増額予算となっております。

教育費予算の増額につきましては、上段の「教育費における過年との対比（項別）」の表にありますように、令和4年度は6億1千827万2千円であった大学費について、令和5年度は40億5千220万2千円計上されておりますことが、大きな要因となっております。

なお、この表は、令和3年度、令和4年度、令和5年度の、それぞれの費目ごとの予算額について、お示ししているものです。

また、中段の「一般会計における教育費の占める割合」では、5年間の一般会計における教育費の割合を示しており、令和5年度については、先ほども申し上げましたが、14.7パーセントとなっております。

次に、議案書18ページの「教育費の構成」をご覧ください。教育費の構成について、前年度との比較と併せて掲載しております。

主なものとしまして、まず、「教育指導費」「教育総務費」の一番下になります、「教育指導費」の増については、生活指導員の増員など、人件費の増加に伴うものです。

また、「小学校費」の「小学校管理費・中学校管理費」の増については、小中学校にかかる光熱水費の増などが主な要因となっております。

これから、令和5年度の教育費予算の主要な事業について、所管ごとに説明させていただきますが、表の中の「幼稚園費」及び社会教育費の内「回天記念館費」「文化振興費」「文化施設費」、また、保健体育費の内「体育振興費」及び「体育施設費」「大学費」につきましては、市長部局の所管予算となっておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

それでは、まず、教育政策課が所管する主要な事業について、説明します。

議案書の19ページをお願いします。「小学校改修事業」4億3千729万8千円です。これは、児童が安心して快適に学べる教育環境を確保するために、計画的に小学校の改修工事を行っているもので、具体的には、高水・富田東・福川・鹿野小学校のトイレ改修工事、櫛浜小学校の照明改修工事、勝間・高水・遠石・周陽・櫛浜・久米小学校の消火設備、防火設備改修工事、遊具改修工事、そのほかの工事を予定しています。

次に「中学校改修事業」1億3千846万1千円ですが、これは、桜田中学校外壁防水改修工事、福川中学校照明改修工事、遊具改修工事、そのほかの工事を予定しています。

以上で、教育政策課が所管いたします令和5年度予算についての説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございました。次に、生涯学習課からお願いいたします。

生涯学習課長

生涯学習課の所管する主要な事業についてご説明いたします。

議案書19ページ下段をご覧ください。

はじめに、「学び・交流プラザ改修事業」1千266万5千円でございます。平成27年に供用を開始した学び・交流プラザでは、体育館にあたる交流アリーナに空調設備の設置を求める要望があり、令和2年度に整備手法や工事費概算について調査を行うなどした検討を踏まえ、このたび、空調設備の設置に向けた改修工事の設計業務を行うことといたしました。

交流アリーナは、主に市民のスポーツ活動のほか競技団体の大会会場などとして利用され、令和3年度の利用実績は2万7千人弱の実績がございます。空調設備の整備により、夏期における熱中症などの健康不安を低下させるとともに、年間を通じた市民の交流促進を図りたいと考えております。

次に、「鶴保護対策事業」1千748万1千円でございます。

これは、特別天然記念物、「八代のツルおよびその渡来地」の保護を行う事業であり、「ツルの生息環境整備」「渡来ツル監視及び給餌」「渡来数回復に向けた保護ツル移送、放鳥」などを行うものです。

令和4年度は鹿児島県出水市からの移送は難しい状況にありますが、昨年度移送した4羽を継続して飼育しており、10羽程度まで羽数を増やして放鳥する計画でおります。

また、昨年度は28羽が八代に渡来しましたが、今年度は現在12羽と、令和2年度の14羽と同程度の状況です。幼鳥が1羽に留まっているなど、渡来数が減少傾向にあることに変わりないと捉えており、引き続き、渡来数回復に向け事業に取り組んでまいります。

次に、「学校・家庭・地域の連携協力推進事業」1千232万8千円でございます。

この事業は、学校・家庭・地域が連携・協働することにより、子ども達の学びや育ちを見守り支援する活動を推進するもので、具体的には3つの活動で構成しております。

1点目は「放課後子供教室」でございます。放課後子供教室は、児童の安心・安全な居場所づくりの一環として、地域のボランティアの皆様の協力のもと運営しております。

令和4年度に富田東小学校に開設し、全小学校区に1つ以上ある状態となりました。令和5年度も継続した運営と「児童クラブ」との一体的な実施に取り組んでまいります。

2点目は「家庭教育支援」でございます。子どもの教育や子育てに関する悩みを抱え、孤立しがちな保護者を支えるものとして、家庭教育支援チームの活動や、幼稚園、小・中学校が開催される講座開催の支援に取り組んでまいります。

3点目は「地域学校協働活動推進員」の活動支援でございます。各中学校区に配置しております「地域学校協働活動推進員」の皆様に、地域のキーパーソンとして、地域と学校を結ぶ役割を担い活躍していただけるよう、情報交換の場やコーディネート力向上につながる研修機会の提供などの支援を行ってまいります。

以上で、生涯学習課の主な事業及び予算の説明を終わります。

教育長

次に、人権教育課から説明をお願いいたします。

人権教育課長

人権教育課が所管する主要な事業について、ご説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。「人権教育講座運営事業」予算額は20万7千円でございます。これは、市民の、人権意識の向上を図るため、山口県人権推進指針に定める16の人権課題を基本に、各地域の市民センター等16カ所で、ハートフル人権セミナーを開催いたします。

次に、「地域人権教育推進事業」予算額は73万6千円でございます。本市の人権教育の推進を図るため、人権教育推進協議会を中心とした推進体制のもと、10ブロックに区割りし、地域における人権講演会や学習機会の提供など、それぞれのニーズに沿った自主的な取組みを支援いたします。

以上で、人権教育課に係るものについての説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。次に、学校教育課お願いいたします。

学校教育課長

それでは、学校教育課に係る主な事業をご説明いたします。

議案書の20ページをお願いいたします。まず、「GIGAスクール構想推進事業」4千20万2千円についてです。1人1台のタブレット端末や大型ディスプレイ等のICT機器を有効に活用した授業展開など、運用面について教員を支援するため、ICT教育アドバイザー2名を継続配置し、また、学習総合支援システム等を活用し、個別最適化された資質・能力を確実に育成していくとともに、児童生徒の情報化活用能力や思考力・表現力の育成を図ります。

続いて、「やまぐち部活動改革推進事業」334万5千円でございます。国が進める、休日の学校部活動に係る地域での文化・スポーツ活動への移行を踏まえ、関係諸機関・団体に構成する「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」を設置し、円滑な地域移行に向けた仕組みづくりや環境づくりの検討を進めてまいります。

また、令和3年度から秋月中学校において地域指導者6名を配置して取り組んでおります実践研究を、令和5年度におきましても、引き続き同校において取り組み、課題の整理・検討を行ってまいります。

続きまして、「教員業務支援員配置事業」3千454万5千円でございます。教員が子どもと向き合う時間を十分に確保し、本来担うべき業務に専念できるよう、校内の消毒作業や授業準備、学校事務等の補助業務を行う教員業務支援員48名を引き続き配置いたします。教員業務支援員の配置によって、教職員の負担軽減を図るとともに、子どもの達豊かな学びを支える教育環境の充実を図ってまいります。

議案書の21ページをお願いいたします。次に「学校・家庭支援専門家配置事業」234万円についてです。問題を抱える児童生徒を取り巻く様々な環境に着目して働きかけ、関係機関等との連携をより一層強化し、児童生徒の課題解決を図る専門家として、引き続きスクールソーシャルワーカーを1名配置いたします。既に配置している県補助を活用した6名のスクールソーシャルワーカーや市が配置しておりますスクールカウンセラーと連携し、児童生徒を取り巻く諸課題の早期解決を図ってまいります。

学校教育課に係る主な事業は以上でございます。

教育長

はい、ありがとうございます。次に、学校給食課お願いいたします。

学校給食課長

学校給食課の所管事務にかかる当初予算についてご説明いたします。

議案書の21ページをお願いします。「学校給食管理運営事業」です。市内6カ所の学校給食センターに係る管理運営に要する経費などで、6億7千175万9千円を計上しており、前年度と比較して、4千192万3千円の増額となっています。

これは、各学校給食センターで使用する光熱水費、燃料費についてエネルギー価格の高騰によ

る増額を見込み、予算措置したことによるものが主な増額の理由です。また、一日当たりの給食提供予定数は約1万1千200食で、前年度と比べると約200食減となっており、提供予定日数は前年度より1日多い197日を見込んでいます。

以上で説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。

最後に、中央図書館からお願いいたします。

中央図書館長

それでは、中央図書館所管の令和5年度当初予算についてご説明いたします。

議案書の21ページをお願いします。まず、「図書館管理運営費」の2億204万8千円でございます。これは、市内6館の市立図書館の管理・運営に関する経費で、主なものとして、会計年度任用職員の報酬、徳山駅前図書館の指定管理料（1億602万8千円）、そのほか、管理・運営に関する経費で、市民の読書活動・生涯学習活動を推進・支援することで、利用者の満足度を向上させ、利用者増加を図ることとしております。

次に、「図書館資料購入費」の3千30万円でございます。これは、図書、AV資料、新聞・雑誌などの逐次刊行物などの図書館資料を購入するもので、多様化するニーズに応えるべく、新鮮で広範囲にわたる資料の収集に努めてまいります。

最後に「電子図書館運営費」の466万円でございます。これは、周南市電子図書館の運営に関する経費で、クラウドおよびコンテンツの使用料を計上しております。図書館に来館することなく利用できるという利便性や、電子書籍の持つ優れたアクセシビリティを活用することで、これまで図書館を利用しづらかった方に対して、幅広いサービスを提供でき、市民の読書活動の意識の向上にも寄与することと考えております。

以上で、図書館の説明を終わります。

教育長

はい、ありがとうございます。ただ今、各課から説明がありましたけれども、この件につきまして何かご質問ありましたらお願いをいたします。

岡寺委員

教育指導費のところ、増員ということで115.7パーセントとあったのですが、ちょうどニュース新聞報道等で先生に対する生徒の数が増えるってことをちょうど聞いたばかりなのですが、やはりそれでも先生が足りてないのかと思っているのですが。増やしてもやっぱりまだ足りないのかなということ、現状を確認していいですか。

教育長

学校教育課ですか。

学校教育課長

県費教職員で言えば、なかなか足りていないという状況は続いています。

岡寺委員

そうなのですね。

教育長

今の教育指導費のところは、先ほど説明があった生活指導員や介助員になりますので、学校の先生ではなくて、いろいろ困り感を抱えている子どものサポートに入っております。教職員は県費の方で、県の方が任用をしていますので、その数は新聞等でもあったように若干厳しい状

態になっております。

岡寺委員

内容は違うのですね。分かりました。

教育長

そのほかいかがでしょう。

松田委員

17ページです。説明をいろいろ受けながら、本年度の教育費における、いわゆる過年度の対比がずいぶんパーセンテージ的に高いので、その内訳として、やはり大学費ということを説明いただきました。これをぱっと見て、とても増えていると思ったのですが、大学費が必要であることも重々承知です。市長部局等の関連性もあるということで、私なりに従来の令和3年度と計算の仕方で簡単に、全体の中で、いわゆる大学費用を除いてどのくらいかというのも気になりましたので、これは私の計算なので、合っているかどうか分からないけれども、やはり9パーセントぐらいで例年通りの、例年ってというのは、令和3年度予算の割合と遜色ないところでやっていたので、この表から見えるイメージと、それから内心で思うイメージが一致して、少し安心しております。

この中身を考えていただいたときに、18ページで構成を見させていただいて、今いろいろ説明を受けたのですが、気になったのは、割合的に少なくなっているのが、中学校費の中学校建設費ですよね。それから、社会教育振興費が昨年度と比べての増減で割合的に少ないと思うのですが、中学校建設費ってというのは、どの辺りが影響しているのか教えていただけませんか。

教育政策課長

はい。学校の大規模な改修事業につきましては、長寿命化計画等に基づいて小学校、中学校のもちろんバランスもあるのですけれども、それを見ながら計画的にやっていくというところではあります。令和5年度の実質的な事業で申しますと、12月に中学校小学校各1校ずつ国庫補助の内定をいただいたということで、既に予算措置をしているものを繰り越して事業をするということもございますので、小学校中学校合わせました工事費の規模から言いますと、だいたい例年並み7億8億程度の事業費を確保しながら、今後継続していきたいというふうに考えているところではあります。

松田委員

現段階での予算の形と、またこれからの国とかの動きによって設備の充実がなされていくということで理解していいですか。

教育政策課長

はい、計画的に進めたいと思います。

松田委員

はいありがとうございます。それとあわせて、先ほど19ページの小学校改修事業です。先ほど補正がかかりましたね。防火設備改修工事で補正をかけられて、5年度実施ということなのですが、そこに書いてある6校の中に対象校があるということによろしいですか。

教育政策課長

はい。遠石小学校、周陽小学校、櫛浜小学校、久米小学校が今年度予定していたものを、改修工事に振り替えたということになります。

松田委員

分かりました。それとあわせて、やはり環境整備といいますか、子ども達にとってやっぱり学校という環境っていうのは、一番外的影響を与えるということで、ざっと予算を見たときに、中学校改修事業が減額になっていますね。かなり大きな額で。これは、どうとらえたらいいのでしょうか。進まないということではなくて、先ほどのような将来的な動きも含めてなのか、それとも、ある程度もう進んできたので、この辺りで止められるものなのか、いかがお考えでしょうか。

教育政策課長

はい。学校それぞれ1校当たりの工事の規模等も変わってきますので、同じ工事が同じ予算で毎年度充てるというわけではないので、それぞれの学校の実情に合わせた改修工事を進めているということと、それを各校順番に行っているということで、若干の多い少ないというのはあると思います。学校規模の大きさですとか、建物の古さですとか、そういうようなものもあると思いますので、先ほど申しましたけれども、ある程度の一定の規模での工事はしばらくの期間、少なくとも長寿命化計画では、10年スパンで見えておりますけれども、その期間については定期的に進めていくということには着実になっていくということをしていこうと思っております。

松田委員

先ほどの計画の話が出ましたけれども、計画があるということは見通しも出て大変いいことだと、いわゆる長寿命化計画の時もお話したのですが、ただ環境というのは、早く整えば整うだけ今の子ども達が豊かな環境で生活できるということもありますので、その辺りをできれば少しでも、ちょっとでも、前に進むといいかなという思いは持っています。すいません、ありがとうございます。

もう一点、須金中学校排水路って書いてありますが、休校中ですね、こういうところも対象としていかれるということですね。

教育政策課長

はい。須金中学校の排水路につきましては、須磨小学校のグラウンドからの排水ということにもなりますので、共同して使っている部分もあり、少し環境整備が必要ということで、この土地自体は須金中学校のための土地なのですけれども、環境の保全ということで順次やっていくことにしています。

松田委員

そうでしたね。併設、一緒の敷地内で活動に使っているということですね。はい。すいません。ありがとうございます。

教育長

よろしいですか。

松田委員

ありがとうございます。はい。

教育長

ほかにございますか。

片山委員

はい。まず、部活動の地域移行が円滑化協議会等で協議されているということなのですけれども、今年度については、協議を基に一体どう進めていくかということに入っていくかと思うのですが、予算的には334万5千円ついており、今どういう状況なのでしょう。協議会でいろいろ協議されている内容で、予算とは別なのですけれども、今後どう進んでいくかということについても、大事なところだと思うので、お聞かせいただきたいのですが。

学校教育課長

はい。推進協議会につきましては、これまで2回ほど実施しています。その2回については、市としての方向性をまずはお示しして、そしてそれを基にいろいろ課題がございますので、そうした課題をしっかりといまは挙げていただいている。何を検討するというような内容をいまは挙げていただいているということで、その方向性がより具体的になっていくのは、今後、3月に行われます、第3回以降になってくるかと思われています。

協議の内容は、その都度テーマを設けて、委員さんの様々なお立場から、より良いあり方、どうあるべきかというご意見をいただきながら、市として方向性を決めていくということになっています。

事務局側としましては、教育委員会と地域振興部の方と一緒に、常に今協議を進めているところで、その体制づくり、事務局組織をどう動かしていくかという意味での事務局をどういうふうに設けていくかという所を、今しっかりと協議しているところでございます。

片山委員

分かりました。ありがとうございます。

松田委員

今のことに关してすいません。今現状の説明はいただいたのですが、今年度の予算が増額になっています。具体的にはどんなことに活用されていこうとしているのか、教えていただけたらと思います。

学校教育課長

まず、やまぐち部活動改革推進事業のこの枠の内訳なのですが、財源がその他になっていますが、子どもゆめ基金からとなっております。昨年まではこれは、先ほど申し上げた秋月中学校の実践研究の指定、こちらの補助として県100パーセントでいただいております。これがこちらにあります187万2千円。今年度は増額しているように見えますのだけれども、内訳といたしましては、秋月中のその事業、地域指導者が1名増になっています。あわせて、先ほどの推進協議会がございましたけれども、その推進協議会にかかる予算、それから保護者子ども達への周知を図るパンフレット等も作成し、その資料を設けるガイドラインと申しますか、方向性を示す冊子、推進計画、そういったものを作成する費用、そういったものが昨年と比べて上乗せされているというところでございます。

教育長

よろしいでしょうか。

松田委員

はい。細かい基礎作りみたいなところに一生懸命取り組むとされているっていうので、ありがたいと思います。ただそこにも書いてありますけど、いわゆる指導者への報酬等について、今後、協議の議題にも上るかとは思いますが、その見通しも含めて、予算的措置もいるのかなど。進めていくのであれば、そういうところも何とかならないかなと思います。

あわせて、続いていいですか。GIGAスクール構想をお伺いします。このGIGAスクール構想で2名配置の、いわゆるアドバイザー2名配置のもと、下の欄にいわゆるICT環境の整備および活用の推進ということを挙げておられますが、これもどういうところを具体的にされていこうとしているのか、分かれば教えてください。

学校教育課長

はい。学校のICT環境をタブレット等の活用を含めた環境、また、運用支援、これにつつま

しては、GIGAスクール構想推進事業というわけではなく、ICT環境推進事業というのが他にもございまして、こちらも併せて実際には行っているところであります。こちらのGIGAスクール構想推進事業、こちらにつきましては、主に、総合学習支援システム「ミライシード」というものですが、そちらの費用、それから学習者ICT、子ども達のタブレットの保守運用の支援、それから、インターネット等に接続いたしますので、WEBフィルタリングのシステムのライセンス、それから、授業等を配信しますので、その授業目的の公衆送信には補償金がかかります。「サートラス」といいますけど、そういったものの費用はこちらには含まれておりません。

松田委員

はい。いわゆるGIGAスクール構想による活用の推進について、ずいぶん周南市は頑張っているなとここで成果を上げておられるので、ぜひ続けていただきたいと思いつつ、やはりこういう予算的なバックアップが必要であるということを感じました。ありがとうございます。

教育長

そのほかいかがでしょうか。

片山委員

はい。これは質問じゃないのですが、教育政策課の中ですね、小学校中学校のグラウンドにある遊具の改修工事も含まれているという話が、先ほど説明の中でありました。以前私の方から、学校にある遊具についてですね、ずいぶん古くなったり、ブランコでも使えなくなったから危険だからロープで括ったりとかしてあるので、どうにかならないでしょうかという話をした時に、校舎とかそういう施設の分であれば、対象になるけれども、グラウンドにあるものはちょっと対象外というような話を聞いたような、勘違いかもしれませんが、そういうような話だったので。ところが、このように遊具の改修工事も含まれているということで、大変ありがたく思っています。ありがとうございました。

教育長

何かコメントありますか。

教育政策課長

確かに、補助の対象ということでいえば、なかなか遊具改修については国補助等がないという状況はありますけれども、おっしゃいましたように、環境整備という意味では、順番にやっつけようということで、劣化度等も調査をしながら進めております。

片山委員

よろしくお願いします。

教育長

ほかによろしいでしょうか。

松田委員

すいません、確認です。21ページ学校教育課の学校・家庭支援専門家配置事業の中のスクールカウンセラーの市としての配置ですね。これ、昨年こういう取組をされて、大変期待するところであるということをお願いした覚えがあるのですが、成果がありましたら教えていただけたらと思います。スクールソーシャルワーカーですね、すみません。

学校教育課長

県から6名の配置をいただいておりますけれども、実際中学校区で6名ではなかなか厳しいと。13校の中学校を6名のスクールソーシャルワーカーで担うにはなかなか厳しいです。また、緊

急時の対応がなかなか難しいというような課題もございました。

今回、新しく人員を配置したということで、やはり柔軟に対応できるっていうところがまず1点でございます。それから、この方がやっぱりアドバイザー的な立場で関わっていただくことになりますので、スクールソーシャルワーカー同士の情報共有等、対応の共有、そういったものができてきているというのは大きなポイントだと思います。特に年度末に向かって、なかなか県のお金もう尽きてきますので、そういう時に、市のスクールソーシャルワーカーの方がおられると大変ありがたいなということを実感として持っております。

松田委員

確かに、県のほうの時間的な制限があるというふうに聞いていましたので、こういう方がおられると、子ども達にとっては、いつでも支えてもらえるところがあるということで、できれば増員を、とも思ってみたりします。

また不登校等への影響というか、良さも反映できているのであれば、猶更だなどというふうに思っております。ありがとうございました。

教育長

はい。子ども達、家庭が必要としているニーズも、高まってはいますので、増員ということは今年度やってきた成果と、来年度の状況を踏まえてですね、必要であれば、考えていきたいと思えます。

そのほかございますか。よろしいですか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第4号を決定いたします。

5	指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）
---	--------------------------

教育長

それでは続きまして、日程第5、議案第5号「指定管理者の指定について（周南市大田原自然の家）」を議題といたします。この件につきましては、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい。議案第5号「指定管理者の指定について」の説明をいたします。

議案書22ページをご覧ください。提案理由は周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第19号によるものです。

議案書の23ページから25ページをご覧ください。本件は周南市公の施設に係る指定管理者の手続等に関する条例第6条の規定に基づき、周南市大田原自然の家の指定管理者として、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定しようとするものです。

指定の期間は、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間としております。

周南市大田原自然の家は、集団宿泊訓練や野外活動を通じて、心身ともに健康な青少年を育成することを目的とし、令和4年度も、公益財団法人周南市ふるさと振興財団を指定管理者としております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。ではご質問ございましたら、お願いいたします。

岡寺委員

すいません。改めてというか、聞くのですが、ふるさと振興財団の概要はここにあるのですが、もう少し説明いただけたらという気がします。こういった方々で構成されていて、組織として成り立っているところが分かって有り難いです。

教育長

生涯学習課お願いいたします。

生涯学習課長

ふるさと振興財団、こちら25ページにありますように、約20名の中に、理事長として市長が務めている組織でございますが、市民活動の支援、それから、自治会コミュニティ等の活動の支援を行っております。

事務局が港町の庁舎の中にごさいます、その内の幾人かが大田原自然の家の施設の方で勤務をしているところでございます。

ふるさと振興財団は、令和3年度からふるさと作り推進プランというのを策定されておられまして、支える・繋ぐ・伝えるという三つのキーワードに、みんなが支えあうふるさと作り活動というふうに取り組んでおられます。その中で繋ぐという中にこの大田原の取組を含められて、団体間のネットワークの強化、それから、ボランティアの推進、子どもや青少年の育成活動の支援という活動に取り組まれている団体でございます。

教育長

よろしいですか。

岡寺委員

これは皆さんの市役所におられた方なのですか。

教育長

はい。いかがでしょうか。

生涯学習課長

事務局長は、職員のOBが今現在としてはおりますが、そのほかは、ふるさと振興財団として採用された方々です。

岡寺委員

はい。ありがとうございます。

教育長

よろしいですか

岡寺委員

はい、ありがとうございます。

吉本委員

追加しての質問なのですが、設立年月日が平成4年ということなのですが、この指定管理者制度に伴って設立されたのかということなのですか。

生涯学習課長

いえ。

吉本委員

令和3年から活動されて、そういった活動を市民活動としてされていて、公益財団法人になられたのが平成4年という、あ、平成4年か失礼しました。そうですね。承知しました。

生涯学習課長

平成4年に設立されておられたことを受けて、例えば大田原自然の家については昭和57年に開設してから徳山青年館というところに管理運営を委託しておりました。で、ふるさと振興財団に平成4年に設立されたことを受けて、平成5年からふるさと振興財団がこの大田原自然の家の委託を受けております。そして、ふるさと振興財団が平成18年に指定管理者制度ができて、公益財団法人になってからも引き続き指定管理者として運営に携わっていただいております。

教育長

よろしいですか。

吉本委員

はい、ありがとうございます。

教育長

そのほかございましたらお願いいたします。

(※異議なしの声)

よろしいですか。それでは、議案第5号を決定いたします。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、そのほか何かご質問等ありましたらお願いいたします。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それでは、これもちまして「令和5年第2回教育委員会定例会」を終了いたします。

署名委員

吉 本 妙 子 委員 _____

岡 寺 政 幸 委員 _____